第三章　電気工作物
第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の十一―第四十八条の二）
第二節　事業用電気工作物
第一款　技術基準への適合（第四十九条）
第二款　自主的な保安（第五十条―第六十一条）
第二款の二　環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の十）
第三款　工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）
第四款　承継（第九十五条）
第五款　認定高度保安実施設置者（第九十五条の二―第九十五条の十）
第三節　一般用電気工作物（第九十六条―第百四条）
第三章の二　土地等の使用（第百四条の二―第百四条の六）
第四章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
第一節　登録適合性確認機関（第百五条―第百十五条）
第二節　登録安全管理審査機関（第百十六条―第百十八条の二）
第三節　指定試験機関（第百十九条―第百二十六条）
第四節　登録調査機関（第百二十七条―第百三十二条）
第五章　卸電力取引所（第百三十二条の二―第百三十二条の十三）
第六章　雑則（第百三十二条の十四―第百三十八条）
附則

第二章　電気事業
第一節　（略）
第二節　一般送配電事業
第一款　（略）
第二款　業務

第十七条の五　法第十七条の二第五項第一号イの需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）
四　第四十五条の二十一の二十一第一項第一号から第四号まで又は第七号に規定する回収すべき系統利用者回収金、託送回収金及び系統整備負担金の額等の通知又は通知した事項の変更
五～八　（略）

第三節　（略）
第三節の二　（略）
第四節　（略）
第五節　（略）
第五節の二　（略）
第五節の三　（略）
第五節の四　（略）
第五節の五　系統整備回収金の回収等

第三章　電気工作物
第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の十一―第四十八条の二）
第二節　事業用電気工作物
第一款　技術基準への適合（第四十九条）
第二款　自主的な保安（第五十条―第六十一条）
第二款の二　環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の十）
第三款　工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）
第四款　承継（第九十五条）
第五款　認定高度保安実施設置者（第九十五条の二―第九十五条の十）
第三節　一般用電気工作物（第九十六条―第百四条）
第三章の二　土地等の使用（第百四条の二―第百四条の六）
第四章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
第一節　登録適合性確認機関（第百五条―第百十五条）
第二節　登録安全管理審査機関（第百十六条―第百十八条の二）
第三節　指定試験機関（第百十九条―第百二十六条）
第四節　登録調査機関（第百二十七条―第百三十二条）
第五章　卸電力取引所（第百三十二条の二―第百三十二条の十三）
第六章　雑則（第百三十二条の十四―第百三十八条）
附則

第二章　電気事業
第一節　（略）
第二節　一般送配電事業
第一款　（略）
第二款　業務

第十七条の五　法第十七条の二第五項第一号イの需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）
（新設）
四～七　（略）

第三節　（略）
第三節の二　（略）
第四節　（略）
第五節　（略）
第五節の二　（略）
第五節の三　（略）
第五節の四　（略）
（新設）